

—サステナビリティ情報開示 配信シリーズ—

金融庁／金融審議会

「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(第2回) の検討状況

有限責任 あずさ監査法人



金融庁は、2025年3月21日、金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(第2回)を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています(本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています)。

金融庁は、2024年3月26日に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「WG」という)を設置し、我が国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討を開始し、これまでに延べ5回の審議を行っています。

その審議過程において、サステナビリティ情報の保証に関する論点のうち、質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備については、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(以下「専門G」という)を新たに設置し、さらに議論を進めることされています。

2025年3月21日に開催された第2回専門Gで審議された論点は、以下のとおりです。

審議された論点

1. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
2. 任意の保証
3. その他

本稿では、上記の主な内容について解説します。詳細は[事務局説明資料](#)をご確認ください。

1. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

第2回専門Gの事務局説明資料では、第1回（前回）専門Gで寄せられた意見を踏まえ、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方について、以下が提案されました。

第2回専門Gの審議（事務局の提案）	第1回専門Gにおける事務局提案
(1) 登録制度・登録要件について、次の事項を考慮する <ul style="list-style-type: none"> ● 業務管理体制として、職業的専門家として一定の能力・経験等を有する者も備えることを求める ● 現行の実務経験者の知見を活用するなど、企業に応じた保証ができる業務管理体制を求める ● 資格制度の要否については、将来の検討課題とする 	サステナビリティ保証業務実施者の登録制度について、上場会社等監査人 ¹ と同等の登録要件および業務管理体制（品質管理体制や人的体制を含む）とする
(2) 業務制限および義務・責任について、適格性・独立性等の確保のために必要な措置を求めつつ次の事項を考慮する <ul style="list-style-type: none"> ● 保証業務実施者に過度な責任を負わせない措置を検討する ● その際、保証業務実施者の責任については、作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて今後検討する 	サステナビリティ保証業務実施者に対して、監査法人および公認会計士（以下「監査法人等」という）と同等の業務制限および義務・責任を課す
(3) 保証基準および倫理・独立性について、国際的な保証基準等との整合性を確保しつつ、策定にあたって次の事項を考慮する <ul style="list-style-type: none"> ● 関係者から幅広い意見を求め、我が国の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報を保証するために必要な要素があれば、基準に反映させる 	国際的な保証基準等との整合性を確保しつつ、企業会計審議会においてサステナビリティ保証基準（仮称）の策定等を行う
(4) 自主規制機関について、次の役割を担うことを期待する <ul style="list-style-type: none"> ● 保証業務の質の維持・向上 ● 従事者の知識・能力の向上 ● 従事者における高い倫理観の醸成・保持 	第1回専門Gでは自主規制機関に関する提案は行われていないものの、第5回WGにおいて次の方向性が示されている <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの

① 登録制度・登録要件および業務制限・義務（上記(1)および(2)）

（これまでの審議の内容）

前回（第1回）の専門Gでは、サステナビリティ保証業務実施者の登録制度・業務制限および義務・責任について、上場会社等監査人と同等の登録要件や業務管理体制を求めることが、監査法人等と同等の業務制限や義務・責任を課すことが提案され、概ね賛同が得られました。

一方、業務管理体制の整備等において負荷が高いという懸念を示す意見や財務会計の専門性や財務諸表監査の知識を登録要件として設けるべきといった意見がありました。

1 上場会社等の監査証明業務を行うためには、日本公認会計士協会の上場会社等監査人登録審査会の審議を経て上場会社等監査人名簿への登録を受ける必要がある。

(第2回専門Gにおける事務局提案の主な内容)

有価証券報告書におけるサステナビリティ保証業務と財務諸表監査は、いずれも保証業務の定義に該当し、両者で共通する部分もある一方で、サステナビリティ情報やその保証業務は、従来の財務諸表や財務諸表監査、現行の任意保証の実務とは違いもあると整理しています²。

第2回専門Gでは、登録制度・登録要件および業務制限・義務について、第1回専門Gで寄せられた意見や上記の違いも踏まえて、次の考慮すべき事項が示され、議論が行われました。

- サステナビリティ情報の保証業務実施者には、企業が財務に影響するリスクおよび機会を識別し、重要性がある情報に絞り込むプロセスを確認する能力が求められる。そのため、業務管理体制として、職業的専門家としての能力・経験等（例えば、財務会計の知識、上場企業等の保証経験など）を有する者も備えることを求める
- サステナビリティ情報は分野が多岐にわたるため、現行の実務経験者の知見を活用するなど、企業に応じた保証ができる業務管理体制を求める
- まずは研修等を通じて保証業務実施者が知識を習得し、保証実務経験を蓄積することを優先し、資格制度の要否については、将来の検討課題とする
- サステナビリティ情報は将来予測情報や定性的・記述的情報が多いため、保証業務実施者に過度な責任を負わせない措置を検討し、その際、保証業務実施者の責任については、作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて今後検討する

この考慮すべき事項について概ね賛同が得られた一方で、資格制度の要否について、保証制度の信頼性を担保するために必要でありロードマップを作成して検討すべきといった意見や保証業務の実施を社会に委任するための最低限の要求（例：研修等何らかの形で能力を問う）は必要といった意見がありました。

また、事務局が示した事項以外にも、保証対象をSSBJ基準³の要求事項の一部に限定した際のテクニカルフィージビリティや相互参照先に虚偽記載があった場合の作成者の責任といった点についても検討が必要という意見がありました。

② 自主規制機関（上記(4)）

(これまでの審議の内容)

第5回のWG会議において、検査・監督および自主規制について、監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、同じものとするといった方向性が示され、第1回専門Gでは、後日検討を行うこととしていました。

(第2回専門Gにおける事務局提案の主な内容)

第2回専門Gでは、次の観点から、自主規制機関には、行政機関を補完する役割を担い、両者が連携することが期待されるという点が示されました。また、行政機関は、自主規制機関の権限行使が公益に適い、投資家を保護し、公正・効果的に執行されるように、自主規制機関に対して、継続的に監督を行うことが考えられるという点も示されました。

2 サステナビリティ情報は、従来の財務情報に比べて、将来予測情報や定性的・記述的情報が多いこと、また、サステナビリティ保証業務では、重要性がある情報に絞り込むプロセスを確認する必要があることや、限定的保証と示されており、財務諸表監査と同様の手続きは求められないことが違うとして示されている。

3 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準

- 行政機関の高い規律付けによるサステナビリティ保証業務に対する信頼性の確保が必要であるが、開示・保証実務が確立されておらず発展途上にあること
- 実務に関する専門知識を維持・向上させ、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる利点を持つ自主規制を活用することが、サステナビリティ保証に対する信頼性の確保に資することと考えられること

第2回専門Gでは、上記の考え方を踏まえ、サステナビリティ保証制度における自主規制機関に対して、次の役割を担うことが提案されました。

- 保証業務の質の維持・向上
- 従事者の知識・能力の向上
- 従事者における高い倫理観の醸成・保持

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、役割を担う自主規制機関に求める体制や、必要となるリソース、コストについて検討すべきといった意見や、保証の扱い手により自主規制機関の役割は異なるため、一度立ち止まって議論する必要があるといった意見もありました。

2. 任意の保証

第2回専門Gの事務局説明資料では、サステナビリティ情報に対する任意の保証について、以下の論点が示されて議論が行われました。

第2回専門Gの審議（事務局が示した論点）	第1回専門Gにおける事務局提案
<p>(1) 任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 制度上の保証業務の要件⁴を満たした（満たさない）保証を任意で受けた場合に、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することが認められるか ● 制度上の保証業務の要件を満たさない保証報告書の添付を認める場合、投資家が制度上の保証業務と誤認することを防止するため、どのような方策が考えられるか <p>(2) 有価証券報告書以外の開示書類への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券報告書以外の開示書類に記載されたサステナビリティ情報について、当該情報への保証の要否等については、各企業の判断に委ねられるべきか 	

① 任意の保証に関する論点（上記(1)および(2)）

（これまでの審議の内容）

第5回のWG会議で示されたサステナビリティ保証制度のロードマップでは、任意の保証に係る制度上の位置付けは、国際動向等を踏まえて検討を行うこととされており、任意保証の義務責任については、専門Gにより議論を行うこととされていました。

4 ①国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」と同等の開示基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報について、②登録を受けたサステナビリティ保証実施者により、③一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準に沿った保証をいう（以下同様）。

(第2回専門Gにおける事務局提案の主な内容)

第2回専門Gでは、法令により保証が義務化される対象範囲・対象企業等以外について、保証を受けた旨の記載を一律禁止することは適切ではないものの、制度上求められる保証は、行政機関の高い規律付けにより質が担保されており、それ以外の保証と混同されることはサステナビリティ保証制度に対する信頼性を損ねることになることから、次の論点が示され、議論が行われました。

- 任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否
 - 制度上の保証業務の要件を満たした（満たさない）保証を任意で受けた場合、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することが認められるか
 - 制度上の保証業務の要件を満たさない保証報告書の添付を認める場合、投資家が制度上の保証業務と誤認することを防止するため、どのような方策が考えられるか
- 有価証券報告書以外の開示書類への影響
 - 有価証券報告書以外の開示書類に記載されたサステナビリティ情報について、当該情報への保証の要否等については、各企業の判断に委ねられるべきか

事務局が示した論点について、任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否については、制度上の保証業務の要件を満たした保証の場合には保証報告書の添付を認め、任意の保証が当該要件を満たしていない場合には添付を認めないとといった意見が多くの委員からありました。一方、虚偽情報を記載した作成者と虚偽情報に保証した保証業務実施者は、ともに罰則の対象となるため、非財務情報の開示の一般論として、全体的な観点で議論してはどうかとの意見もありました。

また、このほか、任意の保証についても検査権限や罰則の対象とすべきといった意見や有価証券報告書に任意に保証を受けた旨を記載することは禁止すべきではないが、その場合には保証の内容を理解・評価できるよう、一定の開示を求める必要があるといった意見もありました。

なお、有価証券報告書以外の開示書類への影響については、概ね賛同が得られました。

3. その他

第2回専門Gでは、2025年2月に欧州委員会が公表したオムニバス法案に関する説明も行われました。

事務局からの説明においては、当該法案では、非上場企業および小規模上場企業への適用範囲の縮小や適用時期の後ろ倒し等が提案されている一方で、我が国の制度は大規模上場会社を適用対象とすることを想定しており、こうした企業は既にCSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive : 企業サステナビリティ報告指令) に基づく開示を行っていることから、動向を引き続き注視するとともに、今後、円滑な導入に当たり丁寧な検討を実施していくという趣旨の発言がされています。

(参考) これまでの審議の状況

1. サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年3月26日)	適用対象企業、適用時期
	全般（情報開示のための環境整備）
第2回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年5月14日)	サステナビリティ開示基準の在り方
	適用対象
	適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング
第3回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年6月28日)	サステナビリティ開示基準のあり方および適用対象・適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の導入における論点
第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年10月10日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の方向性について
第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年12月2日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	サステナビリティ保証制度について

2. サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ (2025年2月12日)	サステナビリティ保証制度について
	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

■ 関連資料紹介

- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、
KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を細密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしはらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

**過去情報は、あずさ監査法人の
ウェブサイトをご確認ください。**

あずさ監査法人トップページ ([Link](#))

■ 会計・開示コンテンツ ([Link](#))

■ 日本基準 ([Link](#))

■ IFRS会計基準 ([Link](#))

■ 米国基準 ([Link](#))